

別表「企画書審査基準」

審査項目		審査の視点		配点		
調査の実施方針等	基本的要件	業務等の理解度	・業務の目的・意義を十分に理解しているか。	1～5点	5	25
		加算等の理解度	・介護職員処遇改善加算等について、加算の内容や取得要件等を十分に理解しているか。	2,4,6,8 又は10点	10	
		運営全般	・問い合わせ対応や、相談員派遣等に関する事務手続きに対する説明等、派遣先事業所にとってわかりやすく、きめ細かな対応が可能か。	2,4,6,8 又は10点	10	
	相談員派遣 他	対応力 独創性	・加算の取得に必要な就業規則及び給与規定の整備の具体的手順や規程の内容等に係る助言のために、労働基準法等だけでなく、介護職員処遇改善加算等の内容や取得要件等を十分に理解している相談員を派遣可能か。 ・講習会等参加者の加算等に関する理解を高めるために独自の工夫があるか。	3,6,9,12 又は15点	15	40
		企画力	・仕様書で求める企画提案がなされているか。 ・派遣先事業所の加算取得に向けた課題を適切に把握し、課題解決に向けた提案が可能か。	3,6,9,12 又は15点	15	
		妥当性	・実現可能な提案となっているか。	2,4,6,8 又は10点	10	
組織の実施体制等	業務実施体制	・事業の目的達成のため必要な企画・立案・運営に関して、ノウハウや専門的知識・能力を有しているか。	2,4,6,8 又は10点	10	35	
		・新型コロナウイルス感染防止対策を行っているか。	1～5点	5		
	業務スケジュール	・業務遂行に必要組織・人員を有し、適材適所の体制がとられているか。	2,4,6,8 又は10点	10		
		・業務遂行にあたり適切な計画となっているか。	2,4,6,8 又は10点	10		
経費見積	・委託上限額の範囲内での見積りとなっているか。 ・提案内容と見積額の内容は適当か。	2,4,6,8 又は10点	10			
合計					100	

最低基準点は審査員の評価点数の合計が6割とする。